

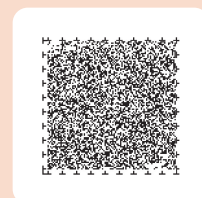


港区子ども・若者・子育て 総合支援計画

概要版

Minato City Child, Youth and Child-rearing
Comprehensive Support Plan

令和 7 (2025) 年度 ~ 令和 11 (2029) 年度



令和 7 (2025) 年 3 月
港 区

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と目的

区は、令和2（2020）年3月に「港区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援を社会全体で取り組むことをめざし、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供等の取組を推進してきました。

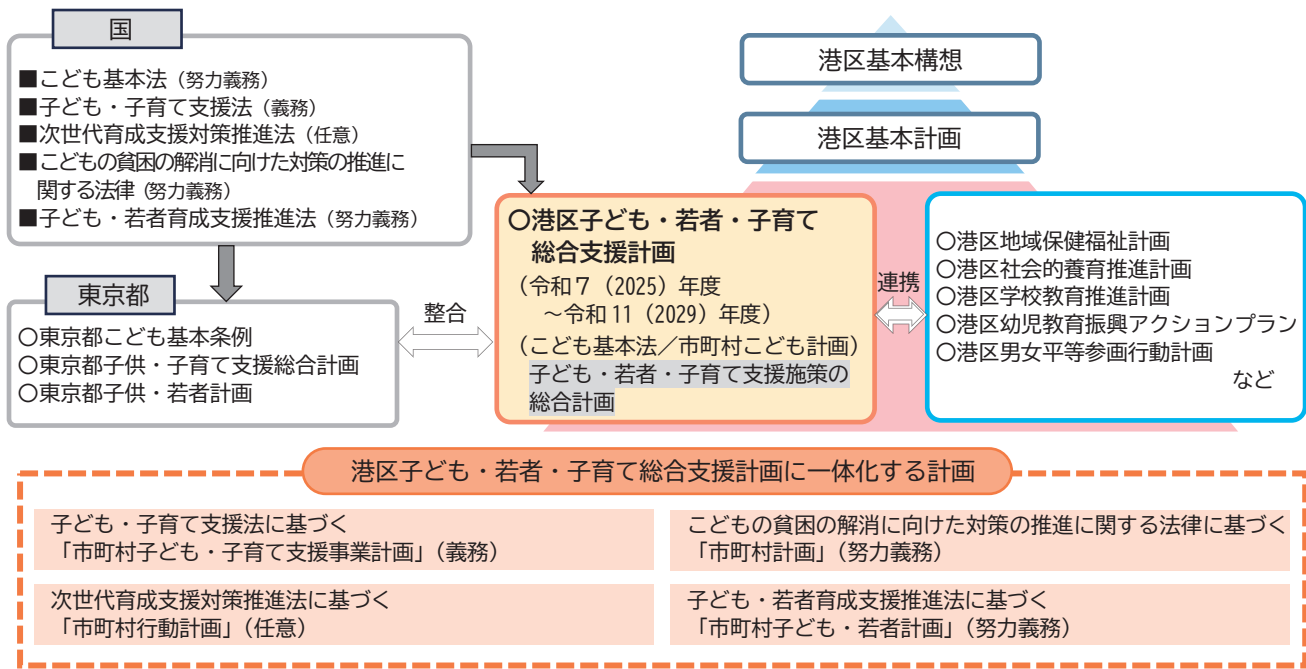
区の子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、また、生きづらさを抱える子ども・若者の課題は複雑・多様化しています。

こうした中、様々なニーズに合わせた質の高い子ども・子育て支援サービスを提供し、子ども・若者が将来への夢や希望を描きながら成長できる環境を実現する子ども・若者・子育て支援施策をあらゆる分野から横断的に進めるため、「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」を策定しました。

(2) 計画の位置付け

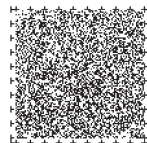
本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定し、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」等の4つの計画を包含します。

また、上位計画である「港区基本計画」や、「港区地域保健福祉計画」等との整合・連携を図ります。



(3) 計画の対象

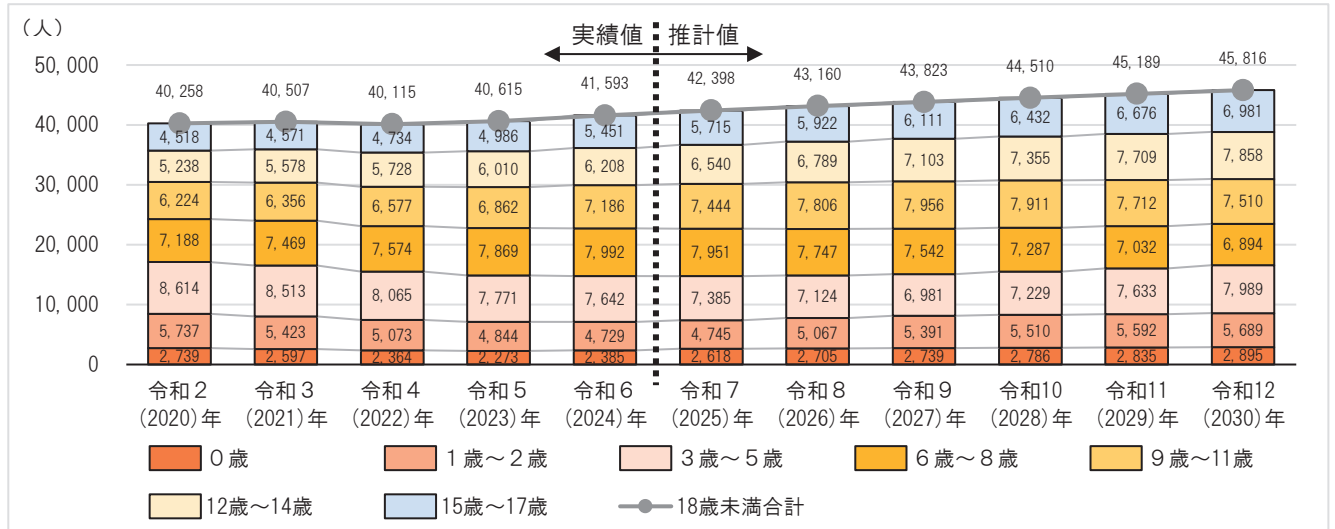
本計画の対象となる子どもはおおむね0歳から18歳まで、若者はおおむね18歳から29歳までとし、施策によってはおおむね39歳までとします。また、上記のほか、これらの家族、地域、事業所、行政、その他子ども・若者・子育て支援に関する団体等を対象とします。



2 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

① 18歳未満の年齢別人口の推移と推計

区の18歳未満の合計人口は、令和4（2022）年に一旦減少しましたが、令和5（2023）年から再び増加傾向となっています。また、3歳未満の人口は、令和2（2020）年から令和6（2024）年にかけて減少しましたが、令和7（2025）年から増加傾向となっています。



出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：港区人口推計（令和6年3月）（各年1月1日時点）

② 待機児童ゼロの達成・継続

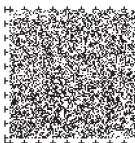
区は、平成31（2019）年4月の待機児童ゼロ達成以降、各年度4月時点での待機児童ゼロを継続しています。区内の保育施設数の増加により、入園希望者の選択肢が増え、より希望にあった園に入園できるようになった一方で、一部の保育施設では定員に対する空きが多く発生しています。

③ 学童クラブ児童数の増加

区内の小学生人口の増加や学童クラブ需要の高まりにより、学童クラブ入会希望者が増加しています。区は、これまで学童クラブの新規開設や定員の見直しなどにより定員数を拡大してきましたが、待機児童が発生しています。

④ 児童相談所設置市への移行、児童虐待相談件数の増加

区は、令和3（2021）年4月に児童相談所を設置しました。児童福祉施設の設置認可や指導監督等に係る権限が大きく拡充したことなどから、複雑・多様化する教育・保育ニーズに対し、主体的かつ早期に対応することができるようになりました。区が受理した児童虐待相談件数は増加傾向となっています。



3 計画の基本的な方向性

(1) 本計画がめざす姿

未来を担う全ての子どもが、生育環境にかかわらず健やかに成長し、
幸福な生活ができる地域共生社会 ～地域で支え合う子どもの未来～

(2) 計画全体の指標

本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく
指針として、計画全体の成果指標と数値目標を設定します。

① 子どもに係る指標

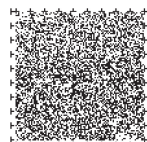
指 標	現状値 (直近)	中間値 (令和9(2027)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
今の自分が好きだと思う子どもの割合	79.2% (令和5(2023)年度)	82.0%	84.0%
社会や周りの大人に自分の意見を 聴いてもらえていると思う子ども の割合	—	60.0%	70.0%

② 若者に係る指標

指 標	現状値 (直近)	中間値 (令和9(2027)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
今の自分に満足していると思う若 者の割合	65.3% (令和5(2023)年度)	68.0%	70.0%
社会生活や日常生活を円滑に送る ことができていると思う若者の割 合	—	60.0%	70.0%

③ 子育て家庭に係る指標

指 標	現状値 (直近)	中間値 (令和9(2027)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
港区の子育て環境に満足している と思う人の割合	80.3% (令和5(2023)年度)	82.0%	85.0%
実際に持つつもりの子どもの数が、 理想の子どもの数より少ないと思 う人の割合	42.6% (令和5(2023)年度)	40.0%	38.0%



(3) 施策の方向性と基本方針、施策の体系

本計画がめざす姿の実現に向けて、次の5つの施策の方向性と9つの基本方針に基づき施策を展開していきます。

I 子どもの権利を尊重し、全ての子どもの育ちを支える環境を整備する

基本方針1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

基本方針2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

II 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援を充実させる

基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実

基本方針4 地域で子ども・子育てを支える施策の推進

III 教育・保育施設等の充実と質の向上を推進する

基本方針5 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

基本方針6 教育・保育の質の確保

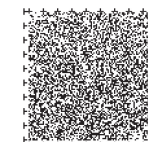
IV 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する

基本方針7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実

V 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する

基本方針8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進

基本方針9 子ども・若者の自立と社会参加の促進



子どもの権利を尊重し、全ての子どもの育ちを支える環境を整備する

基本方針1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

めざす姿

全ての子どもの権利を擁護し、児童虐待未然防止対策等を推進するとともに、保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭、ヤングケアラーへの支援を充実させることで、一人ひとりの健やかな成長、発達及び自立が保障された環境の実現をめざします。

施策

- (1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進
- (2) 児童虐待未然防止対策等の推進
- (3) 身近な児童相談所における支援の充実
- (4) ヤングケアラー支援の推進

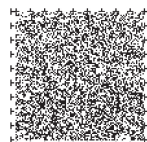
基本方針2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

めざす姿

区内の児童遊園等の整備や子どもが安心して過ごすことのできる安全な居場所を確保し、その質の向上に取り組むことで、子どもの心身ともに健やかな育ちを支援します。また、子どもが犯罪や災害等に巻き込まれない安全で安心な環境の確保をめざします。

施策

- (1) 子どもの遊び場等の整備
- (2) 放課後の居場所の充実
- (3) 児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実
- (4) 多様な活動の機会の充実
- (5) 地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組
- (6) 地域安全体制の確立



安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援を充実させる

基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実

めざす姿

妊婦や在宅子育て家庭が身近な場所で気軽に相談することができる伴走型の相談支援体制を確保するとともに、多子世帯や多胎児を育てる家庭に対する支援を推進し、希望する数の子どもを安心して生み育てることができる環境を確保します。また、子育て世帯や若年夫婦世帯が港区に継続的に居住することができる住環境の整備の実現をめざします。

施策

- (1) 妊娠期・産後の母子への支援の充実
- (2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化
- (3) 子どもと家庭への医療・健康づくりの支援
- (4) 在宅子育て家庭支援の推進
- (5) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- (6) 子育て家庭への経済的支援
- (7) 子育て世帯・若年夫婦世帯等の住環境の整備
- (8) 結婚への関心を高める取組の推進

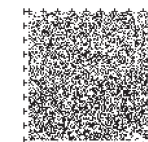
基本方針4 地域で子ども・子育てを支える施策の推進

めざす姿

子どもや子育て当事者、子育て支援者、地域が事業をとおして対話の場を設けることで、世代を超えた地域のネットワークを構築するとともに、地域で安全・安心に子育てができる環境の整備をめざします。また、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進することで、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を支援します。

施策

- (1) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築
- (2) 子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進
- (3) 地域における子ども・子育て支援の取組
- (4) 子育てしやすいまちづくりの推進
- (5) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備



教育・保育施設等の充実と質の向上を推進する

基本方針5 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

めざす姿

今後の人口動向や現在の教育・保育の利用状況及び利用希望などを踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実を図ります。また、一時預かり事業をはじめとする多様な保育サービスの拡充に取り組み、働き方やライフスタイルにかかわらず、様々なニーズをもつ全ての子育て世帯が希望する保育サービスを受けられる環境の整備をめざします。

施策

- (1) 幼児教育施設の充実
- (2) 保育施設の充実
- (3) 保育施設を円滑に利用できる環境整備
- (4) 多様な保育サービスの充実

基本方針6 教育・保育の質の確保

めざす姿

研究機関等の多様な主体と連携した教育・保育内容の向上や質の高い教育・保育環境の整備に取り組み、安全で安心かつ良質な教育・保育を提供できる環境の整備をめざします。また、保育園、幼稚園及び小学校が連携した小学校入学前教育の充実や、社会や地域と連携した教育を実施する中で、子どもの豊かな人間性、社会性を育みます。

施策

- (1) 保育内容の質の向上
- (2) 質の高い幼児教育・保育環境の整備
- (3) 幼児教育・保育体制の質の確保
- (4) 小学校入学前教育の充実
- (5) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進
- (6) 教育・保育の連携体制の整備

困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する

基本方針7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実

めざす姿

児童虐待や非行、DVなどの問題を抱えた家庭や、ひとり親家庭、医療的ケア児・障害児、外国人など支援が必要な子ども・若者と家庭に対し、関係機関が連携して総合的な支援を行うことで、自立した健全な子育てや円滑な生活ができる環境づくりをめざします。

施策

- (1) 相談事業・子育て情報提供の充実
- (2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進
- (3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応
- (4) 離婚前後の親への支援
- (5) 医療的ケア児・障害児施策の充実
- (6) 外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援
- (7) こころの健康づくり、自殺対策の推進
- (8) 犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援

【コラム】子ども・若者の意見聴取

令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」の基本理念に基づき、子どもが意見を表明しやすい環境を整え、主体的に区政やまちづくりに参加するための仕組みを構築し、子どもの意見を反映した施策の展開へとつなげていく機会として、小学生から高校生世代の子どもで構成する「みなと子ども会議」を開催しました。

みなと子ども会議では、「港区にどんな街になってほしいか」「良い街を実現するためにどうしたらよいか」「子どもの権利」「自分の将来像や家族を持つこと」について話し合いました。

本計画の策定に当たっては、みなと子ども会議で出た子どもの意見を反映しました。





子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する

基本方針 8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進

めざす姿

家庭環境等で問題を抱える家庭に対する生活環境の安定・経済的な安定に向けた支援の充実や、地域が一体となって子ども・若者の未来を応援する体制を整備し、全ての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って成長していける地域社会の実現をめざします。

施策

- (1) 教育・学習の支援
- (2) 生活環境の安定に向けた支援
- (3) 家庭の経済的な安定に向けた支援
- (4) ひきこもりの支援
- (5) 地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備

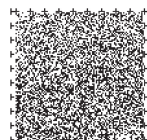
基本方針 9 子ども・若者の自立と社会参加の促進

めざす姿

子ども・若者が抱える様々な悩みや困難を受け止め、就業による経済的自立や、主体的な地域への社会参加などの社会的自立に向けて、個々の状況に応じた支援を行うことで、全ての子ども・若者が困難な状況に置かれることなく、社会生活を円滑に営むことができる環境の実現をめざします。

施策

- (1) 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実
- (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援
- (3) 子ども・若者の社会参加の推進



4 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく法定事業計画であり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間における「量の見込み（需要量）」と「確保の内容及び実施時期等（以下「確保方策」といいます。）」を設定することとされています。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

今後の人口動向や現在の教育・保育の利用状況及び利用希望、保護者の就労状況及びその変化を十分に踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実に図ります。

※ 表中の「見込み」及び「確保方策」は、幼児教育は各年度の 5 月 1 日、保育は各年度の 4 月 1 日を基準としています。

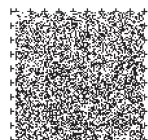
① 幼児教育（幼稚園等）

		(単位：人)									
		令和 7 (2025) 年度		令和 8 (2026) 年度		令和 9 (2027) 年度		令和 10 (2028) 年度		令和 11 (2029) 年度	
見込み	認定別	1 号	2 号 (幼児教育)	1 号	2 号 (幼児教育)	1 号	2 号 (幼児教育)	1 号	2 号 (幼児教育)	1 号	2 号 (幼児教育)
	合計	1,141	892	963	861	801	844	823	874	876	922
確保方策		2,033		1,824		1,645		1,697		1,798	
確保方策		2,700		2,690		2,690		2,690		2,690	

② 保育（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育施設）

		(単位：人)				
		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
見込み		3,185	3,073	3,012	3,118	3,293
確保方策		4,406	4,471	4,559	4,619	4,651

【3号認定】													(単位：人)		
	令和7 (2025)年度			令和8 (2026)年度			令和9 (2027)年度			令和10 (2028)年度			令和11 (2029)年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
見込み	546	1,178	1,272	564	1,294	1,318	571	1,336	1,448	581	1,353	1,495	591	1,376	1,514
確保方策	985	1,504	1,612	997	1,529	1,633	997	1,529	1,628	997	1,529	1,628	1,009	1,549	1,650



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

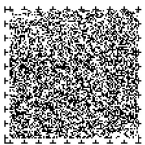
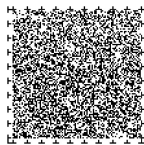
妊娠・出産期から切れ目のない支援をめざし、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定め、安心して子育てができる環境整備を図ります。

※ 表中の「見込み」及び「確保方策」は、各年度の4月1日を基準としています。

事業名		事業内容		量の見込みと確保方策			単位
				令和7 (2025)年度	令和9 (2027)年度	令和11 (2029)年度	
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、相談や助言を行います。	見込み	18	18	18	箇所
			確保方策	18	18	18	
2	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育園において、認定された保育時間を 超えて保育を実施します。	見込み	628	643	655	人
			確保方策	1,615	1,662	1,694	
3	放課後児童クラブ事業 (学童クラブ事業)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供します。	見込み	3,463	3,548	3,467	人
			確保方策	3,550	3,693	3,729	
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が疾病や出産・仕事等により、乳幼児を養育することが困難な場合に、短期間（7日間以内）、宿泊を伴う養育を行います。	見込み	3,113	3,190	3,390	人日 ／年
			確保方策	5,475	5,475	5,475	
5	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	保護者が仕事等より夜間に不在となり、子どもを養育することができなくなった場合その他の緊急の場合に、夜間子どもを預かり、養育を行います。	見込み	1,190	1,223	1,249	人日 ／年
			確保方策	3,650	3,650	3,650	
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児不安の軽減、産後うつ病の予防、母乳育児の支援等を行います。	見込み	2,618	2,739	2,835	回
			確保方策	2,618	2,739	2,835	
7	養育支援訪問事業	保健師等の資格を保有している相談員が家庭を訪問し、きめ細かで適切な助言を行い、養育困難な家庭を支援します。	見込み	30	30	30	回
			確保方策	30	30	30	
8	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	地域の子育て家庭が集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行います。	見込み	224,741	242,680	256,943	人回 ／年
			確保方策	345,186	352,486	352,486	
9	一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園等において、通常教育時間の終了後や長期休業期間中等に、在園児のうち希望する者を預かり、教育活動を行う、預かり保育を実施します。	見込み	50,359	44,941	54,155	人日 ／年
			確保方策	77,093	74,033	74,033	
10	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	保育園や子育てひろば「あっぱい」などにおいて、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を実施します。	見込み	41,768	42,796	45,484	人日 ／年
			確保方策	105,433	117,009	117,009	
11	病児・病後児保育事業	医療機関等に併設された施設で、看護師等が病気の児童を一時的に保育します。	見込み	6,316	6,409	6,667	人日 ／年
			確保方策	9,406	9,406	9,406	

事業名		事業内容		量の見込みと確保方策			単位
				令和7 (2025) 年度	令和9 (2027) 年度	令和11 (2029) 年度	
12	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	育児の支援が必要な人と育児の協力をする人を組織化し、学童クラブ・保育園等の送迎や短時間の保育などの支援を実施します。	見込み	2,949	2,995	3,014	人日 ／年
			確保 方策	2,949	2,995	3,014	
13	妊婦健康診査	妊婦・胎児の健康確保と安全で安心な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査を実施します。	見込み	2,681	2,770	2,862	人
			確保 方策	2,681	2,770	2,862	
14	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設が保護者から実費徴収する費用に対して助成を行います。	見込み	288	288	288	人
			確保 方策	288	288	288	
15	多様な主体の参入促進事業	各種学校に在籍する小学校入学前の子どもの保護者を対象に補助金を支給します。	見込み	63	63	63	人
			確保 方策	63	63	63	
16	子育て世帯訪問支援事業	子どもの養育について支援が必要な家庭に対して、家庭環境・養育環境に係る支援等を行い、児童虐待の未然防止や早期対応を図ります。	見込み	102	105	109	人日 ／年
			確保 方策	102	105	109	
17	児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等の機能を有する居場所を提供します。	見込み	量の見込みとして30人～40人程度見込まれることから、本事業の実施に向けて、関係部署が連携し、検討を進めます。			／
			確保 方策				
18	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者に対して、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	見込み	9	9	10	人
			確保 方策	30	30	30	
19	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な地域で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。	見込み	5,713	5,884	6,107	回
			確保 方策	11,324	11,498	11,727	
20	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)※	保育所等において、満3歳未満の子どもに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、面談、子育てについての情報の提供、助言などの援助を行います。	見込み	／	10,840 14,210 11,860	11,220 14,640 12,400	時間 ／月
			確保 方策		／	74,448 33,616 32,032	
21	産後ケア事業	医療機関等にて、母子のケアや授乳相談、産後の生活の指導、児童の発育に関する相談支援等を行います。	見込み	7,703		8,002	8,305
			確保 方策	7,703	8,002	8,305	

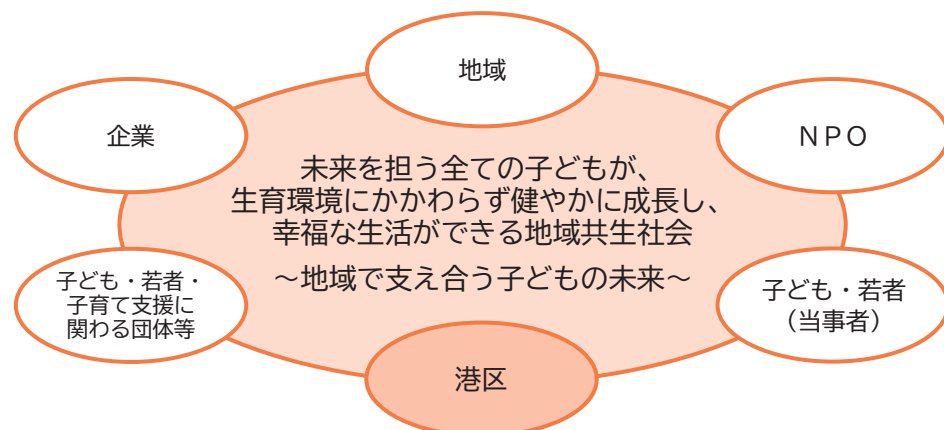
※ 令和7（2025）年度は乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施前のため、量の見込み及び確保方策は記載していません。
また、令和9（2027）年度及び令和11（2029）年度の「見込み」及び「確保方策」の上段は0歳、中段は1歳、下段は2歳を記載しています。



5 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、行政と、地域、NPO、ボランティア団体、企業及び子ども・若者・子育て支援に関わる団体等との密接な連携を図りながら、一体的に取り組みます。また、当事者の意見を政策に反映した「こどもまんなか社会」の考えに基づき、子ども・若者の意見や実態を的確に把握し、施策を推進します。

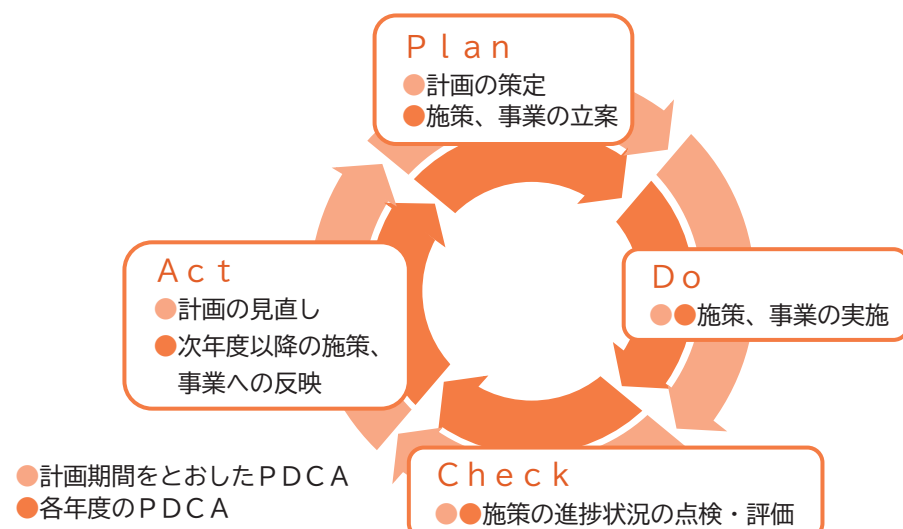


(2) 進捗管理

本計画に計上した取組は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで着実に推進します。

毎年度、各施策の進捗状況を把握・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。各施策の進捗状況の評価に当たっては、港区子ども・子育て会議やみなと子ども会議等において、子ども・若者や保護者、その他関係者の考えや意見を汲み取り、その思いを適切に施策に反映します。

計画の中間年度（3年目）及び最終年度（5年目）には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえて計画の見直しを行います。



子ども・若者や保護者等の意見を反映し、施策を推進

○港区子ども・子育て会議 ○みなと子ども会議 ○広聴（子ども版広聴を含む）
○各種アンケート ○高校生世代の居場所に関する検討委員会 など

区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を
一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2024256-4814

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 概要版

（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）

令和7（2025）年3月発行

発行：港区

編集：港区子ども家庭支援部子ども政策課

港区芝公園一丁目5番25号

TEL 03-3578-2111（代表）

<https://www.city.minato.tokyo.jp>

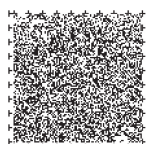


MINATO CITY



港区子ども・若者・子育て総合支援計画 概要版

港 区



〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目 5 番 25 号

TEL 03-3578-2111（代表）

<https://www.city.minato.tokyo.jp>